

# 適合宣言書

弊社が製造販売している以下の製品は、食品衛生法に適合しております。

1. 対象となる製品

タルコン製品

2. 対象となる規格

食品衛生法第 18 条 厚生省告示 370 号/第 3/A/8 別表第 1 (ポジティブリスト)

【タルコン製品について】

タルコン製品は、天然の無機物であるタルクを主成分とする製品ですが、食品と接触する部分が合成樹脂であることから食品衛生法（ポジティブリスト制度）の規制対象となります。

（容器包装リサイクル法上は主成分であるタルク製品となりプラスチックではありません）

令和 2 年 6 月 1 日  
埼玉県鴻巣市宮地 3-5-1  
中央化学株式会社  
品質保証室

